

鹿角地域振興局等一般廃棄物等運搬・処分業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

一般廃棄物等の運搬、処分に関する業務を委託業務として行う。

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 実施場所

鹿角地域振興局庁舎 住所：鹿角市花輪字六月田1
かつの果樹センター 住所：鹿角市花輪字小坂野3-12

4 委託業務の実施方法

①次の分別により所定の場所に保管してある分別廃棄物を運搬し、処理する。

ただし、かつの果樹センターは、可燃廃棄物のみとする。

(1) 可燃廃棄物・紙類、木製品、布類、廃プラ、石油製品等

(2) 資源ゴミ ・空き缶、空き瓶、段ボール、古紙

※ 処理については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」並びに関係自治体の条例等を遵守して行うこと。

②廃棄物の搬出日は次のとおりとする。

(1) 可燃廃棄物 週3回（閉庁日を除く） ※かつの果樹センターは、月1回（閉庁日を除く）

(2) 資源ゴミ 週1回（閉庁日を除く） ※かつの果樹センターは、対象外

5 有資格者（許可）

鹿角市において一般廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）の許可を得ていること。

6 その他

鹿角地域振興局長は、委託期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。